

第 8 回 表現の自由 (1)

今回と次回は、憲法の人権論の最大の山場である表現の自由 (21 条) を扱います。

もし表現の自由がなければ、私たちはどうなるでしょうか。私たちの社会はどうなるでしょうか。表現の自由は何のためにあるのかと、表現の自由とは何なのかについて、考えてみましょう。

1. 表現の自由の価値・射程

- ・ 表現の自由は、個人が表現活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な価値と、国民が表現活動により政治的意思決定に関与することを通じて民主政治の維持・形成に役立つという社会的な価値という 2 つの側面を有する。
- ・ 表現の自由は、本来、思想内容を表出する自由権であったが、情報化が進んだ今日においては、広く一切の情報の流過程を保障する包括的基本権であるとされる。
- ・ 表現の自由を受け手の側から再構成し、それを知る権利としてとらえられるが、これは 21 条によって保障されていると解される。
- ・ 情報の受け手である国民が、情報の送り手であるマス・メディアに対して、自己の意見の発表の場を提供することを要求する権利を認めるか否かについては争いがある。

## 2. 表現の自由の内容

- ・ 報道とは、単に事実を伝達するだけであり、特定の思想を表明するものではないが、報道の自由は 21 条で保障されると解されている（博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定（最大決昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁））。
- ・ 報道の自由取材の自由が含まれるか否かについては、争いがある。最高裁判所は、取材の自由は 21 条の精神に照らし十分尊重するに値すると述べるとどまり、取材の自由報道の自由と同じ法的保障を与えなかった（博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定）。
- ・ わいせつ表現や差別的表現、名誉毀損的表現についても、基本的には 21 条にいう表現に含まれると考えたうえで、最大限保護の及ぶ表現の範囲を画定していくべきとされる。

次回も、今回に引き続き、表現の自由（21 条）を扱います。今回の講義の復習として、教科書の 5.1.1～5.2.8（102-117 頁）を読んでおきましょう。

Q8 表現の自由に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 屋外の公共用物利用の規制に関し、管理上の必要から、管理者がメーデーのための皇居外苑使用許可申請を不許可とした処分は、管理権の適正な運用を誤ったものであり、憲法第 21 条に違反する。
- イ. 表現行為の事前抑制は、事後制裁の場合よりも広汎にわたりやすく、濫用のおそれがある上、実際上の抑止的効果が事後制裁の場合より大きいと考えられることから、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法第 21 条の趣旨に照らして、およそ許容されない。
- ウ. 報道のための取材の自由は、憲法第 21 条の精神に照らして十分尊重に値するものであるが、もとより何らの制約を受けないものではなく、例えば公正な裁判の実現というような憲法上の要請があるときは、ある程度の制約を受けることがある。
- エ. あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（当時）の規定による広告制限は、虚偽、誇大にわたる広告のみならず、適応症に関する真実、正当な広告までも全面的に禁止するものであるから、国民の保健衛生上の見地から公共の福祉を維持するためのやむを得ない措置ということとはできず、憲法第 21 条に違反する。
- オ. 私人の私生活上の行状であっても、私人の携わる社会的活動の性質及びこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として、刑法第 230 条の 2 第 1 項にいう「公共の利害に関する事実」に当たる場合がある。

1. ア、イ    2. ア、オ    3. イ、エ    4. ウ、エ    5. ウ、オ

(2023 年度国家公務員採用一般職試験)